

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

規制の名称：被保険者番号等の告知要求制限等

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：老健局

評価実施時期：令和5年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

今般、市町村による介護情報等の収集・提供等を行う事業を創設するに当たり、被保険者番号等が、医療介護間での顕名介護情報の提供場面において用いられることとなることから、厚生労働大臣等及び厚生労働大臣等以外の者に対し、下記の規制を設ける。

規制の新設を行わない場合、被保険者番号等を利用したデータ突合により被保護者のプライバシーが侵害されるおそれがある。

- (1) 厚生労働大臣等について、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、被保険者番号等の告知の求めの禁止 ※第 201 条の 2 第 1 項関係
- (2) 厚生労働大臣等以外の者について、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、被保険者番号等の告知の求めの禁止 ※第 201 条の 2 第 2 項関係
- (3) (1) 又は (2) 以外の場合での、契約の締結等による被保険者番号等の告知要求の禁止 ※第 201 条の 2 第 3 項関係
- (4) (1) 又は (2) 以外の場合での、被保険者番号等が記録されたデータベースの構成の禁止 ※第 201 条の 2 第 4 項関係
- (5) (3) 及び (4) に違反した者に対する厚生労働大臣の勧告 ※第 201 条の 2 第 5 項関係
- (6) (5) の勧告に従わない者に対する厚生労働大臣の命令 ※第 201 条の 2 第 6 項関係

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

被保険者番号等は、介護情報等の収集・提供等を行う事業の創設により、医療介護間での顕名介護情報の提供場面等で用いられることとなるため、紐付けられる情報の範囲が広く、個人情報保護法に違反して不正に収集された場合に、被保険者番号等を利用したデータ突合によるプライバシー侵害の影響も大きいと懸念されるため、これを防止する措置を講じる必要がある。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

遵守費用や行政費用は発生しない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の新設のため該当せず)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

規制の新設により、被保険者番号等を利用したデータ突合による被保護者のプライバシー侵害の発生を防止するほか、介護情報等の収集・提供等を行う事業を創設することにより、介護情報等を電子的に利活用することで、介護サービスの質を向上させ自立支援・重度化防止等を支援するといった効果が期待できる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結

果を活用して把握する。

被保険者番号等は従前、介護保険の実施のために市町村・介護サービス事業者等が使用しているものであり、規制の新設により事業者等に影響を与えるものではない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

規制の新設を行わない場合、被保険者番号等を利用したデータ突合により被保護者のプライバシーという重要な権利が侵害されるおそれがある一方で、規制の新設による事業者等に対する影響は想定されないため、規制の新設が必要である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

要件を努力義務とする対応が考えられる。この場合、要件の実効性の確保に問題があるため、採用案が妥当である。

また、新設する第201条の3に規定する「立入検査」は、いわゆる「対面規制」に該当するところ、これをオンライン等によって行うことが考えられる。立入検査は、検査を対面で行い、現地に赴いて現物を確認することが必要であるときや、検査資料を隠匿される危険があるとき等に行われることが想定されており、実地によるアナログな検査を行うことが必須である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(なし)

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難